

建設省経建第132号
平成12年6月29日

各都道府県主管部局長あて

建設省建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(以下「法」という。)第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請負契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第19条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19条第1項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。

② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。

③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。

② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的事項を除き、法第19条第1

項各号に掲げる事項を記載すること。

- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的事項欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的事項欄には、それぞれの個別的事項欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的事項欄に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。